

## 電力需給約款 新旧対照表

改 定 後	現 行
電力需給約款（特別高圧・高圧）	電力需給約款（特別高圧・高圧）
目次	目次
第1章～第8章および別紙（略）	第1章～第8章および別紙（略）
第1章 総則（略）	第1章 総則（略）
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
第4条（単位および端数処理）  この約款および契約書において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとする。  1. 契約電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。但し、 <u>第11条（契約電力）第2項</u> を適用した場合に算定された値が0.5キロワット（kW）未満となるときは、契約電力を1キロワット（kW）とする。 2. 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 3. 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 4. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとする。	第4条（単位および端数処理）  この約款および契約書において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとする。  1. 契約電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。但し、 <u>第11条第2項</u> を適用した場合に算定された値が0.5キロワット（kW）未満となるときは、契約電力を1キロワット（kW）とする。 2. 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 3. 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 4. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとする。
第2章 契約の成立および契約期間	第2章 契約の成立および契約期間
第5条（電力需給契約の成立）	第5条（電力需給契約の成立）

改 定 後	現 行
<p>1. (略)</p> <p>2. 電気事業法に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへの掲載または電力需要者専用のウェブページへの掲載（以下「電磁的方法」という。）を用いる。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 電気事業法に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへの掲載または<u>お客さま</u>専用のウェブページへの掲載（以下「電磁的方法」という。）を用いる。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。</p> <p>3. ~ 4. (略)</p>
<p>第6条（契約期間）</p> <p>1. 当社と電力需要者の間の電力需給契約の期間は、<u>契約書に定めるものとする。</u></p>	<p>第6条（契約期間）</p> <p>1. 当社と電力需要者の間の電力需給契約の期間は、<u>契約書に定める供給開始日より1年とする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、電力需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、自動延長されるものとする。</u>  <u>但し、契約期間満了の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には自動延長は適用されないものとする。</u></p>
<p>2. 契約期間が延長される場合、当社は、原則として、契約延長前に延長後の契約期間のみを書面を交付することなく電磁的方法により説明し、かつ、契約<u>延長後に</u>当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付し、または電磁的方法により提供するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。</p>	<p>2. 契約期間が延長される場合、当社は、原則として、契約延長前に延長後の契約期間のみを書面を交付することなく電磁的方法により説明し、かつ、契約<u>延長前に</u>当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付し、または電磁的方法により提供するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。</p>
<p>第7条（契約保証金）</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 予想月額料金の算定の基準となる<u>使用電力量</u>は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して当社が算定するものとする。</p>	<p>第7条（契約保証金）</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 予想月額料金の算定の基準となる<u>電力使用量</u>は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して当社が算定するものとする。</p>

改定後	現行
<p>4. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対して履行すべき債務の履行を遅延または履行しなかった場合には、当社は第1項または第2項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた<u>契約保証金</u>を当該債務の弁済に充当することができる。</p> <p>5. (略)</p>	<p>4. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対して履行すべき債務の履行を遅延または履行しなかった場合には、当社は第1項または第2項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた<u>保証金</u>を当該債務の弁済に充当することができる。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第3章 供給電力 (略)</p>	<p>第3章 供給電力 (略)</p>
<p>第4章 料金等</p>	<p>第4章 料金等</p>
<p>第12条 (料金等)</p> <p>電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、自家発補給電力サービスの料金および別紙2により算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額を当社に対して支払うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電力量料金</p> <p>電力量料金は、<u>その1月の電力需要者の使用電力量によって算定するものとし、次の算定式により求めるものとする。</u></p> <p>(算定式) 使用電力量 (キロワット時) × 従量料金単価 (円／キロワット時)</p>	<p>第12条 (料金等)</p> <p>電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、自家発補給電力サービスの料金および別紙2により算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額を当社に対して支払うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電力量料金</p> <p>電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。</p> <p>(算定式) 使用電力量 (キロワット時) × 従量料金単価 (円／キロワット時)</p>
<p>なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条(定義)第19項から第25項のとおりとする。但し、電力量料金については、別紙3の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。また、毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知す</p>	<p>なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条(定義)第19項から第25項のとおりとする。但し、電力量料金については、別紙3の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。また、毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知す</p>

改 定 後	現 行
<p>る。</p>	
<p><b>3．予備送電サービス料金</b></p>	<p><b>3．予備送電サービス料金</b></p>
<p>当該一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電力需要者が当該一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスに係る料金を意味する。なお、予備送電サービスに係る契約を締結していない電力需要者は対象外とする。</p>	<p>当該一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電力需要者が当該一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスに係る料金を意味する。なお、予備送電サービスに係る契約を締結していない電力需要者は対象外とする。</p>
<p>1月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものとする。なお、電力需要者は、予備送電サービス料金を、電力需要者の予備送電サービスの利用の有無にかかわらず支払うものとし、力率割引および割増は適用されないものとする。</p>	<p>1月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものとする。なお、電力需要者は、予備送電サービス料金を、電力需要者の予備送電サービスの利用の有無にかかわらず支払うものとし、力率割引および割増は適用されないものとする。</p>
<p>(算定式) 予備送電サービス単価 × 契約電力</p>	<p>(算定式) 予備送電サービス単価 × 契約電力</p>
<p>なお、電力量料金は、その1月の使用電力量につき、契約書で定める主たる供給電力（<u>契約電力が複数ある場合は「常用線」として定める契約電力により供給される電力を指し、以下「主たる電力」という。）</u>の該当料金を適用する。<u>また、予備送電サービス単価は、契約書に個別条件として記載するものとする。</u></p>	<p>なお、電力量料金は、その1月の使用電力量につき、契約書で定める主たる供給電力（以下「主たる電力」という。）の該当料金を適用する。</p>
<p><b>4．自家発補給電力サービス料金等</b></p>	<p><b>4．自家発補給電力サービス料金等</b></p>
<p>電力需要者の自家発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含む。）により生じた不足電力の補給にあてるために当社から電気の供給を受けることができるサービスを意味する。自家発補給電力を契約していない電力需要者は対象外とする。</p>	<p>電力需要者の自家発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含む。）により生じた不足電力の補給にあてるために当社から電気の供給を受けることができるサービスを意味する。自家発補給電力を契約していない電力需要者は対象外とする。</p>
<p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低</p>	<p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低</p>

改定後	現行
<p>下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象としない。</p> <p>(1) 自家発補給電力サービスに係る契約電力および自家発補給電力サービスに係る最大需要電力</p> <p>イ. 契約電力は、電力需要者の発電設備の容量（定格出力とする。）を基準として、電力需要者と当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めるものとする。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力とする。）を下回らないものとする。</p> <p>ロ. 契約書で定める<u>主たる電力</u>と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力に係る契約電力をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</p> <p>(イ) <u>主たる電力の契約電力（以下「主契約電力」という。）を第11条（契約電力）第1項に基づき定める電力需要者において、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が、主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との合計を超える場合に、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その超過分の最大値を自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。なお、超過の原因が明らかでない場合には、その超過分の最大値を主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との比率により按分して得た値を、自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</u></p> <p>(ロ) <u>主契約電力を第11条（契約電力）第2項に基づき定める電力需要者において、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との合計を超える場合に、かつ、発電設備の</u></p>	<p>下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象としない。</p> <p>(1) 自家発補給電力サービスに係る契約電力および自家発補給電力サービスに係る最大需要電力</p> <p>イ. 契約電力は、電力需要者の発電設備の容量（定格出力とする。）を基準として、電力需要者と当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めるものとする。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力とする。）を下回らないものとする。</p> <p>ロ. 契約書で定める<u>主たる供給電力（以下「主たる電力」という。）</u>と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力に係る契約電力をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</p> <p>(イ) <u>主契約電力を第11条第1項によって定める電力需要者の場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が、主たる電力の契約電力（以下「主契約電力」という。）と自家発補給電力に係る契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。なお、超過の原因が明らかでないときは、主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力の比で按分してえた値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</u></p> <p>(ロ) <u>主契約電力を第11条第2項によって定める電力需要者の場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力に係る契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</u></p>

改定後	現行
<p><u>容量と自家発補給電力に係る契約電力が等しいときは、原則としてその超過分の最大値を主契約電力に足し合わせるものとする。なお、発電設備の容量が自家発補給電力に係る契約電力を上回るときは、その超過分の最大値を自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</u></p>	<p><u>月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。</u></p>
(2) 料金	
イ. 自家発補給電力基本料金	
<p>1月当たりの料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月は、<u>自家発補給電力未使用月基本料金単価</u>を適用する。<u>なお、自家発補給電力サービスの未使用月を除き、別紙1の力率割引または割増を適用するものとする。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除く。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなす。</u></p>	<p>1月当たりの料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月は、<u>自家発補給電力基本料金単価割引</u>を適用する。<u>なお、別紙1の力率割引または割増を適用するものとする。</u></p>
(算定式)      自家発補給電力基本料金単価 × 契約電力	
<p><u>なお、自家発補給電力基本料金単価および自家発補給電力未使用月基本料金単価は、契約書に個別条件として記載するものとする。</u></p>	
ロ. 自家発補給電力量料金	
自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。	
<p>(算定式)      使用電力量（キロワット時）× 自家発補給電力従量料金単価（円／キロワット時）</p>	<p>ロ. 自家発補給電力量料金 自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。</p> <p>(算定式) 使用電力量（キロワット時）× 自家発補給電力従量料金単価（円／キロワット時）</p>

改定後	現行
<p>なお、自家発補給電力従量料金単価は、契約書に個別条件として記載するものとし、適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）第19項から第25項までのとおりとする。</p>	<p>なお、自家発補給電力従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）第19項および第20項のとおりとする。</p>
<p>但し、別紙3の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知する。</p>	<p>また、別紙3の燃料費等調整単価を加算または減算するものとする。</p>
(3) (略)	
(4) 主たる電力と同一計量される場合の使用電力量	
<p>イ. 自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とする。なお基準の電力は、原則として、自家発補給電力の使用開始日から前3日間（土日祝日を除く。）における各時間帯ごとの平均使用電力量とする。但し、当該基準の電力の算定が不適当と認められる場合は、別途電力需要者と当社による協議で定めるものとする。</p>	<p>イ. 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、自家発補給電力の供給時間に基準の電力を乗じてえた値を差し引いた値とする。基準の電力は、原則として、自家発補給電力の使用の前3日間における主たる電力の平均電力を基準として決定するものとする。</p>
<p>ロ. 使用電力量の区分 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力に係る最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものとする。なお、超過分は主たる電力により使用されたものとする。</p>	<p>ロ. 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とする。</p>
<p>ハ. (削除)</p>	<p>ハ. 使用電力量の区分 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力に係る最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものとする。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
第13条 (略)	第13条 (略)

改 定 後	現 行
<p>第14条（料金の支払方法等）</p> <p>1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、第12条（料金等）および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求をする。<u>なお、当社は、料金その他の債務の請求額を、当社がお客さまへ提供する電力需要者専用ウェブページにおける請求書掲示や送付（以下「請求掲示等」という。）をすることにより電力需要者の閲覧に供する。当社による請求掲示等をもって、電力需要者への請求を行ったものとする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金の電力需要者による当社への支払いがなされない場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延利息を申し受ける。遅延利息は、その算定の対象となる料金から、<u>消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものを差し引いた金額に、年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額とする。</u>なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものの単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。</p> <p>4. 電力需要者は、本条第1項の規定に従い当社が電力需要者に請求掲示等を行った請求書に記載された使用電力量および料金に関して異議がある場合には、請求掲示等から10日以内に当社に対して書面にて異議を申立てなければならない。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。</p> <p>5. ~ 7. (略)</p>	<p>第14条（料金の支払方法等）</p> <p>1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、第12条（料金等）および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求をする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金の電力需要者による当社への支払いがなされない場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延利息を申し受ける。遅延利息は、その算定の対象となる料金から、<u>消費税相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額とする。</u>なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。</p> <p>4. 電力需要者は、本条第1項の規定に従い当社が電力需要者に<u>送付した</u>請求書に記載された使用電力量および料金に関して異議がある場合には、請求書受領後10日以内に当社に対して書面にて異議を申立てなければならない。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。</p> <p>5. ~ 7. (略)</p>

改 定 後	現 行
第5章 使用および供給	第5章 使用および供給
第15条～第19条（略）	第15条～第19条（略）
第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合） <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="137 441 1118 477">1.（略）</li> <li data-bbox="137 489 1118 573">2. 電力需要者が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前項に準ずるものとする。</li> </ol>	第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合） <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1156 441 2135 477">1.（略）</li> <li data-bbox="1156 489 2135 573">2. 電力需要者が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとする。</li> </ol>
第21条～第24条（略）	第21条～第24条（略）
第6章 保安、工事、工事費の負担	第6章 保安、工事、工事費の負担
第25条～第31条（略）	第25条～第31条（略）
第32条（料金および工事費の精算） <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="137 952 1118 1429">1. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、<u>契約電力を新たに設定し、または増加した日から減少される日の前日までの期間について、</u>その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少</li> </ol>	第32条（料金および工事費の精算） <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1156 952 2135 1429">1. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該</li> </ol>

改定後	現行
<p>に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。</p> <p>2. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、<u>契約電力を新たに設定された日から電力需給契約の解約日の前日までの期間について、</u>その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。</p> <p>3. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、<u>契約電力を増加された日から電力需給契約の消滅日の前日までの期間について、</u>その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。</p> <p>4. <u>前3項のいずれかに該当し、かつ、当社が必要とする場合は、料金等の精算に関する契約書を作成することがあるものとする。</u></p>	<p>金額を当社に支払うものとする。</p> <p>2. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。</p> <p>3. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。</p> <p>4. <u>前3項にかかわらず、次に該当する場合、電力需要者は、前3項に基づき支払うこととされる金額について、当社に支払うことを要しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>電力需要者が電力需給契約の終了または変更の日からさかのぼって、電力需給契約の対象となる需要場所において、他の小売電気事業者からの需給期間を含め、1年（臨時接続送電サービスを利用している期間を除く）以上継続して電気を使用している場合</u></p>

改定後	現行
	(2) 電力需要者が電力需給契約の終了または変更の日以降引き続き受電側接続設備または供給側接続設備を利用する場合（臨時接続送電サービスを利用する場合を除く）
<p>5. 第11条（契約電力）第2項にもとづいて契約電力を定める電力需要者について、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで解約する場合もしくは契約電力を減少する場合とは、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで電力需給契約を解約する場合もしくは電力需要者が協議によって契約電力を減少しようとされる場合とする。また、減少される日の契約電力は、減少される日を含む1月の減少される日以降の契約電力とする。</p>	(新設)
<p>6. 本条において、契約電力の減少分とは、減少される日の前日までの期間の契約電力から減少される日の契約電力を差し引いたものとし、残余契約電力は、減少される日の契約電力とする。但し、電力需要者が契約電力を新たに設定された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合を除き、減少される日の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前の日の契約電力を減少される日の契約電力とみなすものとする。</p>	(新設)
<h3>第7章 契約の終了</h3>	<h3>第7章 契約の終了</h3>
<p>第33条（契約期間の満了） 電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了により終了する。</p>	<p>第33条（契約期間の満了） 電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了により終了する。<u>但し、第6条（契約期間）第1項に規定する場合はこの限りではない。</u></p>
<p>第34条（中途解約） 電力需給契約の有効期間中であっても、解約希望日の3ヶ月前までに相手方</p>	<p>第34条（中途解約） 供給開始日から起算して1年未満の解約及び契約期間が延長された日から起</p>

改定後	現行
<p>に対し書面による意思表示を行うことにより解約できるものとする。但し、解約希望日の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には解約できるものとする。</p>	<p>算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、解約希望日の3ヶ月前までに書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、解約希望日の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には解約できるものとする。</p>
<p>なお、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、<u>第32条（料金および工事費の精算）の規定</u>その他この約款に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うものとする。</p>	<p>なお、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、<u>この約款第32条（料金および工事費の精算）第2項の規定</u>に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</p>
<p>記 (解約通知日の属する月において適用される契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × ((解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数 - 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数)) + (契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数 (解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均使用電力量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数 (解約した日は含まない))</p>	<p>記 (契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × ((解約した日を含む計量期間等の日数 - 解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む計量期間等の日数)) + (契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数 (解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数 (解約した日は含まない))</p>
<p>第35条（略）</p>	<p>第35条（略）</p>
<p>第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）</p>	<p>第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）</p>
<p>1. ~ 2.（略）</p>	<p>1. ~ 2.（略）</p>
<p>3. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、電力需要者は、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。</p>	<p>3. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。</p>

改定後	現行
<p>記  <math display="block">\begin{aligned} &amp; (\text{解約通知日の属する月において適用される契約電力} \times \text{解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価} \times ((\text{解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数} - \text{解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の初日から解約した日までの経過日数}) \div \text{解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数}) + (\text{契約電力} \times \text{解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価} \times \text{契約期間の残余月数} (\text{解約した月は含まない})) + (\text{供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均使用電力量} \times \text{従量料金単価の最大値} \times \text{契約期間の残余日数} (\text{解約した日は含まない})) \end{aligned}</math></p>	$\begin{aligned} & (\text{契約電力} \times \text{解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価} \times ((\text{解約した日から解約した日を含む計量期間等の日数} - \text{解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数}) \div \text{解約した日を含む計量期間等の日数}) + (\text{契約電力} \times \text{解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価} \times \text{契約期間の残余月数} (\text{解約した月は含まない})) + (\text{供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量} \times \text{従量料金単価の最大値} \times \text{契約期間の残余日数} (\text{解約した日は含まない})) \end{aligned}$
第8章（略）	第8章（略）
<p>・別紙      1. (略)</p>	<p>・別紙      1. (略)</p>
<p>2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金      (1)～(2) (略)      (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定      イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に      (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、計量日の属する月に定める単価を適用とする。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、<u>主たる電力による供給分</u>の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定する。</p>	<p>2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金      (1)～(2) (略)      (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定      イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に      (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、計量日の属する月に定める単価を適用とする。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、<u>常時供給分</u>の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定する。</p>
	□ (略)

改 定 後	現 行
<p>3. 燃料費等調整単価および燃料費等調整額</p> <p>(1) 燃料費等調整単価の算定</p> <p><u>燃料費等調整単価は、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに、次の算式に基づき算定する。なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。また、燃料費等調整単価は、消費税相当額を含む金額とする。</u></p> <p>イ. <u>北海道エリア・東北エリア・北陸エリア・関西エリア・中国エリア・四国エリア・九州エリア</u></p> <p><u>燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の和とする。</u></p> <p><u>(算定式) 燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 市場価格調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> <p>ロ. <u>東京エリア</u></p> <p><u>燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価と時間帯区分ごとの市場価格調整単価の和とし、次の算式に基づき時間帯区分ごとに算定する。</u></p> <p><u>(算定式) 時間帯区分ごとの燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 時間帯区分ごとの市場価格調整単価</u></p> <p><u>また、燃料費等調整単価および市場価格調整単価は以下に定める時間帯区分ごとに算定するものとする。なお、「休日等」とは、日曜日、「国民の祝日にに関する法律」に規定する休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日および12月30日・31日をいう。</u></p>	<p>3. 燃料費等調整単価および燃料費等調整額</p> <p>(1) 燃料費等調整単価の算定</p> <p><u>燃料費等調整単価は次の算式に基づき、燃料価格調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の和とする。燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</u></p> <p><u>(算定式) 燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 市場価格調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> <p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p>(イ) <u>朝時間…毎日8：00から13：00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。</u></p> <p>(ロ) <u>昼時間…毎日13：00から16：00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。</u></p> <p>(ハ) <u>晩時間…毎日16：00から22：00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。</u></p> <p>(二) <u>夜時間…朝時間、昼時間および晩時間以外の時間をいう。</u></p>	
<p>ハ. 中部エリア</p> <p><u>燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価と市場価格調整単価、およびヘンリーハブ価格調整単価の和とする。</u></p>	(新設)
<p>(算定式) 燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 市場価格調整単価 + ヘンリーハブ価格調整単価</p>	
<p>(2) 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用電力量(燃料費等調整単価が時間帯区分ごとに定められる場合は、時間帯区分ごとの使用電力量)に前項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定する。</p>	<p>(2) 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に前項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定する。</p>
<p>(3) 燃料費等調整単価のお知らせ</p> <p>当社は、別紙3(1)によって算定された各月の燃料費等調整単価を請求書に明示する等により通知する。</p>	<p>(3) 燃料費等調整単価のお知らせ</p> <p>当社は、別紙3(1)によって算定された各月の燃料費等調整単価を請求書に明示する等により通知する。</p>
<p>(4) 燃料価格調整単価の算定</p> <p>イ. 燃料価格調整単価</p> <p>燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。</p>	<p>(4) 燃料価格調整単価の算定</p> <p>イ 燃料価格調整単価</p> <p>燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。</p>

改定後	現行																																				
なお、中部エリアを除き、燃料価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。	なお、中部エリアを除き、燃料価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。																																				
(算定式) 燃料価格調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (基準単価 ÷ 1, 000)	(算定式) 燃料価格調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (基準単価 ÷ 1, 000)																																				
ロ. 基準燃料価格 基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。	ロ. 基準燃料価格 基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。																																				
<table border="1"> <tbody> <tr><td>北海道エリア</td><td>51,400円</td></tr> <tr><td>東北エリア</td><td>39,300円</td></tr> <tr><td>東京エリア</td><td>35,600円</td></tr> <tr><td>中部エリア</td><td>52,900円</td></tr> <tr><td>北陸エリア</td><td>79,800円</td></tr> <tr><td>関西エリア</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>中国エリア</td><td>41,900円</td></tr> <tr><td>四国エリア</td><td>80,300円</td></tr> <tr><td>九州エリア</td><td>46,100円</td></tr> </tbody> </table>	北海道エリア	51,400円	東北エリア	39,300円	東京エリア	35,600円	中部エリア	52,900円	北陸エリア	79,800円	関西エリア	47,000円	中国エリア	41,900円	四国エリア	80,300円	九州エリア	46,100円	<table border="1"> <tbody> <tr><td>北海道エリア</td><td>51,400円</td></tr> <tr><td>東北エリア</td><td>83,500円</td></tr> <tr><td>東京エリア</td><td>57,500円</td></tr> <tr><td>中部エリア</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>北陸エリア</td><td>79,800円</td></tr> <tr><td>関西エリア</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>中国エリア</td><td>41,900円</td></tr> <tr><td>四国エリア</td><td>80,300円</td></tr> <tr><td>九州エリア</td><td>46,100円</td></tr> </tbody> </table>	北海道エリア	51,400円	東北エリア	83,500円	東京エリア	57,500円	中部エリア	42,000円	北陸エリア	79,800円	関西エリア	47,000円	中国エリア	41,900円	四国エリア	80,300円	九州エリア	46,100円
北海道エリア	51,400円																																				
東北エリア	39,300円																																				
東京エリア	35,600円																																				
中部エリア	52,900円																																				
北陸エリア	79,800円																																				
関西エリア	47,000円																																				
中国エリア	41,900円																																				
四国エリア	80,300円																																				
九州エリア	46,100円																																				
北海道エリア	51,400円																																				
東北エリア	83,500円																																				
東京エリア	57,500円																																				
中部エリア	42,000円																																				
北陸エリア	79,800円																																				
関西エリア	47,000円																																				
中国エリア	41,900円																																				
四国エリア	80,300円																																				
九州エリア	46,100円																																				
ハ. 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。	ハ. 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。																																				

改定後	現行																																																
<p>(算定式) 平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><u><math>\alpha \cdot \beta \cdot \gamma</math> は、原油・液化天然ガス・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定する。なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。</u></p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> および <math>\gamma</math> は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北海道エリア</td><td><math>\alpha = 0.1946</math></td><td><math>\beta = 0.0827</math></td><td><math>\gamma = 1.0081</math></td></tr> <tr> <td>東北エリア</td><td><u><math>\alpha = 0.0202</math></u></td><td><u><math>\beta = 0.2699</math></u></td><td><u><math>\gamma = 0.8714</math></u></td></tr> <tr> <td>東京エリア</td><td><u><math>\alpha = 0.1173</math></u></td><td><u><math>\beta = 0.0643</math></u></td><td><u><math>\gamma = 1.1607</math></u></td></tr> <tr> <td>中部エリア</td><td><u><math>\alpha = 0.2845</math></u></td><td><u><math>\beta = 0.3302</math></u></td><td><u><math>\gamma = 0.3571</math></u></td></tr> <tr> <td>北陸エリア</td><td><math>\alpha = 0.0415</math></td><td><math>\beta = 0.0745</math></td><td><math>\gamma = 1.2499</math></td></tr> <tr> <td>関西エリア</td><td><math>\alpha = 0.0045</math></td><td><math>\beta = 0.1974</math></td><td><math>\gamma = 1.0532</math></td></tr> </tbody> </table>	北海道エリア	$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$	東北エリア	<u><math>\alpha = 0.0202</math></u>	<u><math>\beta = 0.2699</math></u>	<u><math>\gamma = 0.8714</math></u>	東京エリア	<u><math>\alpha = 0.1173</math></u>	<u><math>\beta = 0.0643</math></u>	<u><math>\gamma = 1.1607</math></u>	中部エリア	<u><math>\alpha = 0.2845</math></u>	<u><math>\beta = 0.3302</math></u>	<u><math>\gamma = 0.3571</math></u>	北陸エリア	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$	関西エリア	$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$	<p>(算定式) 平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、および <math>\gamma</math> は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北海道エリア</td><td><math>\alpha = 0.1946</math></td><td><math>\beta = 0.0827</math></td><td><math>\gamma = 1.0081</math></td></tr> <tr> <td>東北エリア</td><td><u><math>\alpha = 0.0259</math></u></td><td><u><math>\beta = 0.2563</math></u></td><td><u><math>\gamma = 0.8915</math></u></td></tr> <tr> <td>東京エリア</td><td><u><math>\alpha = 0.0048</math></u></td><td><u><math>\beta = 0.3759</math></u></td><td><u><math>\gamma = 0.6725</math></u></td></tr> <tr> <td>中部エリア</td><td>二</td><td><u><math>\beta = 0.4381</math></u></td><td><u><math>\gamma = 0.5545</math></u></td></tr> <tr> <td>北陸エリア</td><td><math>\alpha = 0.0415</math></td><td><math>\beta = 0.0745</math></td><td><math>\gamma = 1.2499</math></td></tr> <tr> <td>関西エリア</td><td><math>\alpha = 0.0045</math></td><td><math>\beta = 0.1974</math></td><td><math>\gamma = 1.0532</math></td></tr> </tbody> </table>	北海道エリア	$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$	東北エリア	<u><math>\alpha = 0.0259</math></u>	<u><math>\beta = 0.2563</math></u>	<u><math>\gamma = 0.8915</math></u>	東京エリア	<u><math>\alpha = 0.0048</math></u>	<u><math>\beta = 0.3759</math></u>	<u><math>\gamma = 0.6725</math></u>	中部エリア	二	<u><math>\beta = 0.4381</math></u>	<u><math>\gamma = 0.5545</math></u>	北陸エリア	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$	関西エリア	$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$
北海道エリア	$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$																																														
東北エリア	<u><math>\alpha = 0.0202</math></u>	<u><math>\beta = 0.2699</math></u>	<u><math>\gamma = 0.8714</math></u>																																														
東京エリア	<u><math>\alpha = 0.1173</math></u>	<u><math>\beta = 0.0643</math></u>	<u><math>\gamma = 1.1607</math></u>																																														
中部エリア	<u><math>\alpha = 0.2845</math></u>	<u><math>\beta = 0.3302</math></u>	<u><math>\gamma = 0.3571</math></u>																																														
北陸エリア	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$																																														
関西エリア	$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$																																														
北海道エリア	$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$																																														
東北エリア	<u><math>\alpha = 0.0259</math></u>	<u><math>\beta = 0.2563</math></u>	<u><math>\gamma = 0.8915</math></u>																																														
東京エリア	<u><math>\alpha = 0.0048</math></u>	<u><math>\beta = 0.3759</math></u>	<u><math>\gamma = 0.6725</math></u>																																														
中部エリア	二	<u><math>\beta = 0.4381</math></u>	<u><math>\gamma = 0.5545</math></u>																																														
北陸エリア	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$																																														
関西エリア	$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$																																														

改定後				現行			
中国エリア	$\alpha = 0.0406$	$\beta = 0.0982$	$\gamma = 1.2015$	中国エリア	$\alpha = 0.0406$	$\beta = 0.0982$	$\gamma = 1.2015$
四国エリア	$\alpha = 0.0845$	$\beta = 0.0699$	$\gamma = 1.1962$	四国エリア	$\alpha = 0.0845$	$\beta = 0.0699$	$\gamma = 1.1962$
九州エリア	$\alpha = 0.0028$	$\beta = 0.1819$	$\gamma = 1.0863$	九州エリア	$\alpha = 0.0028$	$\beta = 0.1819$	$\gamma = 1.0863$
二. 基準単価				二. 基準単価			
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。				基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。			
		高圧	特別高圧			高圧	特別高圧
北海道エリア	1キロワットにつき	0.188円	0.183円	北海道エリア	1キロワットにつき	0.188円	0.183円
東北エリア	1キロワットにつき	<u>0.183円</u>	<u>0.176円</u>	東北エリア	1キロワットにつき	<u>0.190円</u>	<u>0.184円</u>
東京エリア	1キロワットにつき	<u>0.144円</u>	<u>0.141円</u>	東京エリア	1キロワットにつき	<u>0.174円</u>	<u>0.169円</u>
中部エリア	1キロワットにつき	<u>0.092円</u>	<u>0.091円</u>	中部エリア	1キロワットにつき	<u>0.196円</u>	<u>0.193円</u>
北陸エリア	1キロワットにつき	0.157円	0.154円	北陸エリア	1キロワットにつき	0.157円	0.154円
関西エリア	1キロワットにつき	0.106円	0.105円	関西エリア	1キロワットにつき	0.106円	0.105円
中国エリア	1キロワットにつき	0.177円	0.174円	中国エリア	1キロワットにつき	0.177円	0.174円
四国エリア	1キロワットにつき	0.154円	0.150円	四国エリア	1キロワットにつき	0.154円	0.150円
九州エリア	1キロワットにつき	0.098円	0.096円	九州エリア	1キロワットにつき	0.098円	0.096円
ホ. 燃料価格調整単価の適用				ホ. 燃料価格調整単価の適用			
各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。但し、計量日が1日かつ検針				各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、燃料価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等とな			

改定後	現行
種別が分散の場合、燃料価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。	る。なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。
<u>(イ) 北海道エリア・東北エリア・北陸エリア・関西エリア・中国エリア・四国エリア・九州エリア</u>	
平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等
平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

改定後	現行
<p><u>(ロ)東京エリア</u></p> <p>なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給地点の燃料価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。</p>	(新設)
<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料価格調整単価適用期間</u>
<u>毎年1月1日から1月31日までの期間</u>	<u>その年の3月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は2月29日までの期間)</u>	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年3月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年4月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年5月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年6月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年7月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年8月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年9月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年10月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年11月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年12月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>
<u>(ハ)中部エリア</u>	(新設)
<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料価格調整単価適用期間</u>
<u>毎年1月1日から1月31日までの期間</u>	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は2月29日までの期間)</u>	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>

改定後	現行
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

(5) 市場価格調整単価の算定

市場価格調整単価は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次の算式によって算定された値とする。

イ. 北海道エリア

北海道エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

平均市場価格 =  $X \times x + Y \times y$  (錢未満四捨五入)

(5) 市場価格調整単価の算定

市場価格調整単価は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次の算式によって算定された値とする。

イ 北海道エリア

北海道エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(a) 平均市場価格

平均市場価格 =  $X \times x + Y \times y$  (錢未満四捨五入)

改 定 後	現 行								
<p>X=各平均市場価格算定期間における北海道エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y=各平均市場価格算定期間における北海道エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 <math>x = 0.6760</math> <math>y = 0.3240</math></p> <p><u>なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。</u></p>	<p>X=各平均市場価格算定期間における北海道エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y=各平均市場価格算定期間における北海道エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 <math>x = 0.6760</math> <math>y = 0.3240</math></p>								
(口) 基準市場価格 (1キロワット時につき)	(b) 基準市場価格								
<table border="1"> <tr> <td>基準市場価格</td><td>12.24 円</td></tr> </table>	基準市場価格	12.24 円	<table border="1"> <tr> <td>基準市場価格</td><td>12.24 円</td></tr> </table>	基準市場価格	12.24 円				
基準市場価格	12.24 円								
基準市場価格	12.24 円								
(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)	(c) 基準市場単価								
<table border="1"> <tr> <td>高压</td><td>0.229 円</td></tr> <tr> <td>特別高压</td><td>0.223 円</td></tr> </table>	高压	0.229 円	特別高压	0.223 円	<table border="1"> <tr> <td>高压</td><td>0.229 円</td></tr> <tr> <td>特別高压</td><td>0.223 円</td></tr> </table>	高压	0.229 円	特別高压	0.223 円
高压	0.229 円								
特別高压	0.223 円								
高压	0.229 円								
特別高压	0.223 円								
(二) 算定期間 燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホ(イ)の「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。) 口. 東北エリア 東北エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定	(d) 算定期間 燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。) 口 東北エリア 東北エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値								

改定後	現行
された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。	とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価	(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価
(イ) 平均市場価格	(a) 平均市場価格
平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)	平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)
$X = \text{各平均市場価格算定期間における東北エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格}$	$X = \text{各平均市場価格算定期間における東北エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格}$
$Y = \text{各平均市場価格算定期間における東北エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格}$	$Y = \text{各平均市場価格算定期間における東北エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格}$
$x = 0.5332$	$x = 0.5332$
$y = 0.4668$	$y = 0.4668$
なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。	
(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)	(b) 基準市場価格
基準市場価格	<u>11.51円</u>
(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)	(c) 基準市場単価
高压	<u>0.129円</u>
特別高压	<u>0.124円</u>
	高压 <u>0.146円</u>
	特別高压 <u>0.142円</u>

改 定 後	現 行																				
<p>(二) 算定期間</p> <p>東北エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量日が1日かつ検針種別が繰上の場合、市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とし、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は、各月の2か月前の料金に係る計量期間等とする。</p>	<p>(d) 算定期間</p> <p>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月21日から2月20日までの期間</td><td>その年の4月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年2月21日から3月20日までの期間</td><td>その年の5月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年3月21日から4月20日までの期間</td><td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年4月21日から5月20日までの期間</td><td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td><td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td><td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td><td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td><td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td><td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td></tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																				
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等																				
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等																				
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																				
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																				
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																				
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																				
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																				
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																				
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																				

改定後	現行
毎年10月21日から11月20日までの期間 毎年11月21日から12月20日までの期間 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u> <u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u> <u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u>
ハ. 東京エリア	
東京エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって別紙3 (1) 口に定める時間帯区分ごとに算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。 (算定式) 時間帯区分ごとの市場価格調整単価 = (時間帯区分ごとの平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価	ハ 東京エリア 東京エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価
(イ) 平均市場価格 各平均市場価格算定期間における東京エリアの電力市場価格の時間帯区分ごとの1キロワット時あたりの平均価格とする。なお、電力市場価格の時間帯区分ごとの1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。	(a) 平均市場価格 $\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{銭未満四捨五入})$ $X = \text{各平均市場価格算定期間における東京エリアの電力市場価格の } 1 \text{ キロワット時あたりの平均価格}$ $Y = \text{各平均市場価格算定期間における東京エリアの毎日 } 8:00 \text{ から } 16:00 \text{ までの電力市場価格の } 1 \text{ キロワット時あたりの平均価格}$ $x = 0.8288$ $y = 0.1712$
(ロ) 基準市場価格(1キロワット時につき)	(b) 基準市場価格
基準市場価格	11.60円
基準市場価格	11.22円

改 定 後	現 行																																											
<p><u>(ハ) 基準市場単価（1キロワット時につき）</u></p> <p>東京エリアにおける基準市場単価および各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>高圧</u></th> <th style="text-align: center;"><u>特別高圧</u></th> <th style="text-align: center;"><u>基準市場単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.474 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.463 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>1月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.474 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.463 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>2月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>3月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>4月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>5月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>6月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.492 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.480 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>7月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.492 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.480 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>8月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.492 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.480 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>9月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>10月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.397 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.387 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>11月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>0.474 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>0.463 円</u></td><td style="text-align: center;"><u>12月の料金に係る計量期間等</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>(二) 算定期間</u></p> <p>東京エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。</p>	<u>高圧</u>	<u>特別高圧</u>	<u>基準市場単価適用期間</u>	<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>1月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>2月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>3月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>4月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>5月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>6月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>7月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>8月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>9月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>10月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>11月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>12月の料金に係る計量期間等</u>	<p><u>(c) 基準市場単価</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>高圧</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.317 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別高圧</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.309 円</u></td> </tr> </table> <p><u>(d) 算定期間</u></p> <p>東京エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の契約地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。</p>	<u>高圧</u>	<u>0.317 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.309 円</u>
<u>高圧</u>	<u>特別高圧</u>	<u>基準市場単価適用期間</u>																																										
<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>1月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>2月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>3月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>4月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>5月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>6月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>7月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>8月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.492 円</u>	<u>0.480 円</u>	<u>9月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>10月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.397 円</u>	<u>0.387 円</u>	<u>11月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>0.474 円</u>	<u>0.463 円</u>	<u>12月の料金に係る計量期間等</u>																																										
<u>高圧</u>	<u>0.317 円</u>																																											
<u>特別高圧</u>	<u>0.309 円</u>																																											

改定後	現行
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
	平均市場価格算定期間
	市場価格調整単価適用期間
	毎年1月1日から1月31日までの期間
	その年の2月の料金に係る計量期間等
	毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)
	その年の3月の料金に係る計量期間等
	毎年3月1日から3月31日までの期間
	その年の4月の料金に係る計量期間等
	毎年4月1日から4月30日までの期間
	その年の5月の料金に係る計量期間等
	毎年5月1日から5月31日までの期間
	その年の6月の料金に係る計量期間等
	毎年6月1日から6月30日までの期間
	その年の7月の料金に係る計量期間等
	毎年7月1日から7月31日までの期間
	その年の8月の料金に係る計量期間等
	毎年8月1日から8月31日までの期間
	その年の9月の料金に係る計量期間等
	毎年9月1日から9月30日までの期間
	その年の10月の料金に係る計量期間等
	毎年10月1日から10月31日までの期間
	その年の11月の料金に係る計量期間等
	毎年11月1日から11月30日までの期間
	その年の12月の料金に係る計量期間等
	毎年12月1日から12月31日までの期間
	翌年の1月の料金に係る計量期間等

## 二 中部エリア

中部エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

## 二 中部エリア

中部エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

改 定 後	現 行		
(イ) 平均市場価格 <u>平均市場価格 = X × x + Y × y (錢未満四捨五入)</u>  <u>X = 各平均市場価格算定期間における中部エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における中部エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>x = 0.8495</u> <u>y = 0.1505</u>  なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は 1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。	(a) 平均市場価格 <u>各平均市場価格算定期間における中部エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u>		
(ロ) 基準市場価格 (1 キロワット時につき)	(b) 基準市場価格		
基準市場価格	<u>12.16 円</u>		
(ハ) 基準市場単価 (1 キロワット時につき)	(c) 基準市場単価		
中部エリアにおける基準市場単価および各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基準市場価格</td><td style="width: 50%; text-align: right;"><u>19.37 円</u></td></tr> </table>	基準市場価格	<u>19.37 円</u>
基準市場価格	<u>19.37 円</u>		
高压	<u>0.103 円</u>		
特別高压	<u>0.101 円</u>		

改 定 後			現 行
0.253 円	0.249 円	4月の料金に係る計量期間等	
0.229 円	0.226 円	5月の料金に係る計量期間等	
0.266 円	0.262 円	6月の料金に係る計量期間等	
0.266 円	0.263 円	7月の料金に係る計量期間等	
0.275 円	0.272 円	8月の料金に係る計量期間等	
0.245 円	0.242 円	9月の料金に係る計量期間等	
0.240 円	0.237 円	10月の料金に係る計量期間等	
0.281 円	0.277 円	11月の料金に係る計量期間等	
0.311 円	0.307 円	12月の料金に係る計量期間等	

## (二) 算定期間

中部エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は、計量日の属する月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

## (d) 算定期間

燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)

改定後	現行
毎年9月21日から10月20日までの期間 <u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>	
毎年10月21日から11月20日までの期間 <u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>	
毎年11月21日から12月20日までの期間 <u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>	
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 <u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u>	
ホ. 北陸エリア	ホ. 北陸エリア
北陸エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。	北陸エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
1キロワット時当たりの平均市場価格がマイナス調整基準値を下回る場合 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - マイナス調整基準値) × 基準市場単価	1キロワット時当たりの平均市場価格がマイナス調整基準値を下回る場合 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - マイナス調整基準値) × 基準市場単価
1キロワット時当たりの平均市場価格がプラス調整基準値を上回る場合 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - プラス調整基準値) × 基準市場単価	1キロワット時当たりの平均市場価格がプラス調整基準値を上回る場合 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - プラス調整基準値) × 基準市場単価
なお、平均市場価格がプラス調整基準値およびマイナス調整基準値の範囲内の場合、調整は実施しない。	なお、平均市場価格がプラス調整基準値およびマイナス調整基準値の範囲内の場合、調整は実施しない。
(イ) 平均市場価格	(a) 平均市場価格
各平均市場価格算定期間における北陸エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格とする。なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。	各平均市場価格算定期間における北陸エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格

改 定 後	現 行								
<u>(口) 調整基準値 (1キロワット時につき)</u>	<u>(b) 調整基準値</u>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">マイナス調整基準値</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>5.00 円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">プラス調整基準値</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>29.00 円</u></td></tr> </table>	マイナス調整基準値	<u>5.00 円</u>	プラス調整基準値	<u>29.00 円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">マイナス調整基準値</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>8.00 円</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">プラス調整基準値</td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>32.00 円</u></td></tr> </table>	マイナス調整基準値	<u>8.00 円</u>	プラス調整基準値	<u>32.00 円</u>
マイナス調整基準値	<u>5.00 円</u>								
プラス調整基準値	<u>29.00 円</u>								
マイナス調整基準値	<u>8.00 円</u>								
プラス調整基準値	<u>32.00 円</u>								
<u>(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)</u>	<u>(c) 基準市場単価</u>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">高圧</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.149 円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別高圧</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.145 円</td></tr> </table>	高圧	0.149 円	特別高圧	0.145 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">高圧</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.149 円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別高圧</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.145 円</td></tr> </table>	高圧	0.149 円	特別高圧	0.145 円
高圧	0.149 円								
特別高圧	0.145 円								
高圧	0.149 円								
特別高圧	0.145 円								
<u>(二) 算定期間</u>	<u>(d) 算定期間</u>								
北陸エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。	北陸エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。								

改定後		現行	
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月24日から2月23日までの期間	<u>その年の3月の料金に係る計量期間等</u>	毎年1月21日から2月20日までの期間	<u>その年の2月の料金に係る計量期間等</u>
毎年2月24日から3月23日までの期間	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>	毎年2月21日から3月20日までの期間	<u>その年の3月の料金に係る計量期間等</u>
毎年3月24日から4月23日までの期間	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>	毎年3月21日から4月20日までの期間	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>
毎年4月24日から5月23日までの期間	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>	毎年4月21日から5月20日までの期間	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>
毎年5月24日から6月23日までの期間	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>	毎年5月21日から6月20日までの期間	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>
毎年6月24日から7月23日までの期間	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>	毎年6月21日から7月20日までの期間	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>
毎年7月24日から8月23日までの期間	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>	毎年7月21日から8月20日までの期間	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>
毎年8月24日から9月23日までの期間	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>	毎年8月21日から9月20日までの期間	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>
毎年9月24日から10月23日までの期間	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>	毎年9月21日から10月20日までの期間	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>
毎年10月24日から11月23日までの期間	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>	毎年10月21日から11月20日までの期間	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>
毎年11月24日から12月23日までの期間	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>	毎年11月21日から12月20日までの期間	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>
毎年12月24日から翌年の1月23日までの期間	<u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>

#### へ 関西エリア

関西エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

#### へ 関西エリア

関西エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

改定後	現行
(イ) 平均市場価格 平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (錢未満四捨五入)  $X =$ 各平均市場価格算定期間における関西エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格 $Y =$ 各平均市場価格算定期間における関西エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格 $x = 0.9162$ $y = 0.0838$  <u>なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は 1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする</u>	(a) 平均市場価格 平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (錢未満四捨五入)  $X =$ 各平均市場価格算定期間における関西エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格 $Y =$ 各平均市場価格算定期間における関西エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格 $x = 0.9162$ $y = 0.0838$
(ロ) 基準市場価格 (1 キロワット時につき)	(b) 基準市場価格
基準市場価格 10.82 円	基準市場価格 10.82 円
(ハ) 基準市場単価 (1 キロワット時につき) 関西エリアにおける各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。	(c) 基準市場単価 関西エリアにおける各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。
高压 (500kW 未満 の 契約種別) <u>0.293 円</u>	高压 (500kW 未満 の 契約種別) <u>0.377 円</u>
高压 (500kW 以上 の 契約種別) <u>0.299 円</u>	高压 (500kW 以上 の 契約種別) <u>0.492 円</u>
特別高压 <u>0.295 円</u>	特別高压 <u>0.485 円</u>
基準市場単価適用期間 1 月の料金に係る計量期間等	基準市場単価適用期間 1 月の料金に係る計量期間等

改定後			現行
0.299円	0.194円	0.191円	2月の料金に係る計量期間等
0.194円	0.215円	0.212円	3月の料金に係る計量期間等
0.499円	0.499円	0.493円	4月の料金に係る計量期間等
0.499円	0.153円	0.151円	5月の料金に係る計量期間等
0.153円	0.121円	0.119円	6月の料金に係る計量期間等
0.121円	0.122円	0.120円	7月の料金に係る計量期間等
0.122円	0.242円	0.239円	8月の料金に係る計量期間等
0.242円	0.254円	0.251円	9月の料金に係る計量期間等
0.254円	0.253円	0.250円	10月の料金に係る計量期間等
0.253円	0.179円	0.177円	11月の料金に係る計量期間等
0.179円	0.293円	0.289円	12月の料金に係る計量期間等

## (二) 算定期間

関西エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給契約地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の翌月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等

## (d) 算定期間

関西エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の契約地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の翌月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等

改定後		現行	
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

#### ト. 中国エリア

中国エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

##### (イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{錢未満四捨五入})$$

#### ト. 中国エリア

中国エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{ 市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

##### (a) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{錢未満四捨五入})$$

改 定 後	現 行								
X=各平均市場価格算定期間における中国エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y=各平均市場価格算定期間における中国エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 x = 0.4861 y = 0.5139	X=各平均市場価格算定期間における中国エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y=各平均市場価格算定期間における中国エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 x = 0.4861 y = 0.5139								
<u>なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。</u>									
(ロ) 基準市場価格（1キロワット時につき）	(b) 基準市場価格								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">基準市場価格</td> <td style="padding: 5px;">9.45 円</td> </tr> </table>	基準市場価格	9.45 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">基準市場価格</td> <td style="padding: 5px;">9.45 円</td> </tr> </table>	基準市場価格	9.45 円				
基準市場価格	9.45 円								
基準市場価格	9.45 円								
(ハ) 基準市場単価（1キロワット時につき）	(c) 基準市場単価								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">高圧</td> <td style="padding: 5px;">0.265 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別高圧</td> <td style="padding: 5px;">0.259 円</td> </tr> </table>	高圧	0.265 円	特別高圧	0.259 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">高圧</td> <td style="padding: 5px;">0.265 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別高圧</td> <td style="padding: 5px;">0.259 円</td> </tr> </table>	高圧	0.265 円	特別高圧	0.259 円
高圧	0.265 円								
特別高圧	0.259 円								
高圧	0.265 円								
特別高圧	0.259 円								
(二) 算定期間 燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。（別紙3（4）ホ（イ）の「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。）	(d) 算定期間 燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。（別紙3（4）ホ（イ）の「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。）								

改定後	現行				
<p>チ 四国エリア 四国エリアでは市場価格調整単価は適用されない。</p> <p>リ 九州エリア 九州エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</p> <p>(イ) 平均市場価格 平均市場価格 = <math>X \times x + Y \times y</math> (錢未満四捨五入)</p> <p>X = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 x = 0.4627 y = 0.5373</p> <p>なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。</p> <p>(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>基準市場価格</td><td>8.22 円</td></tr> </table>	基準市場価格	8.22 円	<p>チ 四国エリア 四国エリアでは市場価格調整単価は適用されない。</p> <p>リ 九州エリア 九州エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</p> <p>(a) 平均市場価格 平均市場価格 = <math>X \times x + Y \times y</math> (錢未満四捨五入)</p> <p>X = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 Y = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格 x = 0.4627 y = 0.5373</p> <p>(b) 基準市場価格</p> <table border="1"> <tr> <td>基準市場価格</td><td>8.22 円</td></tr> </table>	基準市場価格	8.22 円
基準市場価格	8.22 円				
基準市場価格	8.22 円				

改定後	現行								
(ハ) 基準市場単価(1キロワット時につき)	(c) 基準市場単価								
<table border="1"> <tr> <td>高圧</td><td>0.284円</td></tr> <tr> <td>特別高圧</td><td>0.278円</td></tr> </table>	高圧	0.284円	特別高圧	0.278円	<table border="1"> <tr> <td>高圧</td><td>0.284円</td></tr> <tr> <td>特別高圧</td><td>0.278円</td></tr> </table>	高圧	0.284円	特別高圧	0.278円
高圧	0.284円								
特別高圧	0.278円								
高圧	0.284円								
特別高圧	0.278円								
(二) 算定期間	(d) 算定期間								
九州エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。	九州エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。								
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間								
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等								
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等								
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等								
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等								
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等								
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等								
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等								
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等								
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等								
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等								
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等								
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等								
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間								
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等								
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等								
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等								
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等								
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等								
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等								
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等								
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等								
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等								
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等								
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等								
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等								

改 定 後	現 行				
(6) ヘンリーハブ価格調整単価の算定	(新設)				
イ ヘンリーハブ価格調整単価					
ヘンリーハブ価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。なお、ヘンリーハブ価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。					
(算定式) ヘンリーハブ価格調整単価 = (基準ヘンリーハブ単価 × (ヘンリーハブ価格 ÷ 2.867) + 基準輸送関連単価) × (平均為替レート ÷ 147.60) — (基準ヘンリーハブ単価 + 基準輸送関連単価)					
ロ 基準ヘンリーハブ単価					
基準ヘンリーハブ単価は、ヘンリーハブ価格が2.867ドル変動した場合の値とし、1キロワット時につき次のとおりとする。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">高压</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.236 円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別高压</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">0.233 円</td></tr> </table>	高压	0.236 円	特別高压	0.233 円	
高压	0.236 円				
特別高压	0.233 円				
ハ ヘンリーハブ価格					
New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、別紙3(6) へに定める当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtu当たりの settlement price とする。					
二 平均為替レート					
貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値をもとに、別紙3(6) へに定める平均為替レート算定期間に基づき月次に算定した値とする。					
ホ 基準輸送関連単価					

改 定 後	現 行				
<u>基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147. 60 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき次のとおりとする。</u>					
<table border="1"> <tr> <td>高压</td><td>0. 458 円</td></tr> <tr> <td>特別高压</td><td>0. 452 円</td></tr> </table>	高压	0. 458 円	特別高压	0. 452 円	
高压	0. 458 円				
特別高压	0. 452 円				
<u>へ 算定期間</u>					
<u>中部エリアにおける各平均為替レート算定期間および各ヘンリーハブ価格に対応するヘンリーハブ価格調整単価の適用期間は、次のとおりとする。</u> <u>但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、ヘンリーハブ価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。</u>					
<u>平均為替レート算定期間</u>	<u>ヘンリーハブ 価格当該月</u>	<u>ヘンリーハブ価格調整単価 適用期間</u>			
<u>毎年1月1日から1月31日までの期間</u>	<u>その年の1月</u>	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>			
<u>毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)</u>	<u>その年の2月</u>	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>			
<u>毎年3月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の3月</u>	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>			
<u>毎年4月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の4月</u>	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>			
<u>毎年5月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の5月</u>	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>			
<u>毎年6月1日から6月30日まで</u>	<u>その年の6月</u>	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>			

改定後			現行
<u>の期間</u>		<u>量期間等</u>	
<u>毎年7月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の7月</u>	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年8月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の8月</u>	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年9月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の9月</u>	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年10月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の10月</u>	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年11月1日から11月30日までの期間</u>	<u>その年の11月</u>	<u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年12月1日から12月31日までの期間</u>	<u>その年の12月</u>	<u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>(7) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</u>			
イ. 離島ユニバーサルサービス調整単価			
離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。			
なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。			
(算定式) 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (離島基準単価 ÷ 1, 000)			
ロ. 離島基準燃料価格			
離島基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりと			
<u>(6) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</u>			
イ. 離島ユニバーサルサービス調整単価			
離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。			
なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。			
(算定式) 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (離島基準単価 ÷ 1, 000)			
ロ. 離島基準燃料価格			
離島基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりと			

改定後	現行																
<p>する。</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>東北エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>中国エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>九州エリア</td><td>79,300円</td></tr> </table>	北海道エリア	79,300円	東北エリア	79,300円	中国エリア	79,300円	九州エリア	79,300円	<p>する。</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>東北エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>中国エリア</td><td>79,300円</td></tr> <tr> <td>九州エリア</td><td>79,300円</td></tr> </table>	北海道エリア	79,300円	東北エリア	79,300円	中国エリア	79,300円	九州エリア	79,300円
北海道エリア	79,300円																
東北エリア	79,300円																
中国エリア	79,300円																
九州エリア	79,300円																
北海道エリア	79,300円																
東北エリア	79,300円																
中国エリア	79,300円																
九州エリア	79,300円																
<p>ハ、離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。但し、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合は、離島平均燃料価格を119,000円とする。</p> <p>(算定式) 離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格  B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格  C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格  α、β、およびγは電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</p>	<p>ハ、離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。但し、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合は、離島平均燃料価格を119,000円とする。</p> <p>(算定式) 離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格  B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格  C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格  α、β、およびγは電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</p>																

改定後				現行			
北海道エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$	北海道エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
東北エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$	東北エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
中国エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$	中国エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
九州エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$	九州エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$

  

二. 離島基準単価		二. 離島基準単価	
基準単価は、離島平均燃料価格が1, 000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。		基準単価は、離島平均燃料価格が1, 000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。	

  

		高圧	特別高圧			高圧	特別高圧
北海道エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円	北海道エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
東北エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円	東北エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
中国エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円	中国エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
九州エリア	1キロワット時につき	0.003円	0.003円	九州エリア	1キロワット時につき	0.003円	0.003円

  

ホ. 算定期間		ホ. 算定期間	
燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホ(イ)の「平均燃料価格算定期間」を「離島平均燃料価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)		燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホの「平均燃料価格算定期間」を「離島平均燃料価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)	

  

4. (略)	4. (略)
--------	--------